

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業） 実施要領

1. 目的

本実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域再エネ水素ステーション導入事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環水大自発第1604015号、以下「要綱」という。）に基づき行う事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

2. 財産の処分における留意事項

事業により取得した財産を処分する場合には、要綱第9条に規定する制限を受けるほか、要綱第9条の規定により明示された表示を削除しなければならない。

3. 実績報告書等

貸与等の場合は、その貸与料の算定にあたり、交付する補助金に相当する額が貸与料算定基準額から控除されていること。

4. 事業実績の報告

- (1) 補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握することとする。
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供することとする。
- (2) 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、要綱第11条に定める実績報告を行うほか、補助金の交付を受けた年度及び翌年度から3年間の期間、毎年度末において地域再エネ水素ステーション導入事業実施状況報告書を様式第1により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。
- (3) 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた補助事業者のうち、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条、又は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条において認定を受けている設備において、要綱第3条に規定するバイオマスを燃焼することで発電した電力により、水素製造に要する電力の全量相当分を賄う場合については、補助金の交付を受けた年度から補助事業の完了年度までの期間、毎年度末においてバイオマス発電等状況報告書を様式第2により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

様式第1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

地域再エネ水素ステーション導入事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)によって実施した事業について、 年度における実施状況を、以下のとおり報告いたします。

記

1. 地域再エネ水素ステーション導入事業の実施状況

本報告の対象とする年度における地域再エネ水素ステーションの稼働状況について、具体的に記入する。

2. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量

本報告の対象とする年度において、地域再エネ水素ステーションの二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。

(2) 地域再エネ水素ステーション導入事業の削減目標にかかる評価

実際の削減量を事業実施計画書に示された削減目標に照らして評価すること。実際に目標に達しなかった場合には、その原因について記述すること。

様式第2

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

(補助事業者)

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

バイオマス発電等状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)によって実施した事業に関して、 年度におけるバイオマス発電等状況を、以下のとおり報告いたします。

記

	バイオマス電力量(kWh)	水素製造電力量(kWh)
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
合計		

数字の根拠となるデータも併せて示すこと。